

会計年度任用職員勤務条件一覧(生活環境課)

	A 作業員
1 業務内容	☐ 家庭ごみの収集作業 (動物の死体収容作業をする場合があります) (庁舎内外の清掃をする場合があります)
2 勤務日	☐ 月曜日～金曜日(週5日勤務)
3 勤務時間	☐ 7:30～16:00(休憩1時間) 1日あたり7時間30分
4 休日及び週休日	☐ 土・日、祝日、年末年始 (ただし、特別収集の場合には勤務の可能性があります)
5 休暇制度	☐ 年次有給休暇 (6～9月は3日、翌年度12日、継続勤務年数によって最大20日。繰越可能) ☐ 夏季休暇 最大3日(指定あり。ただし同一職種については変更可能) ☐ 忌引、結婚、公民権行使ほか
6 給与	☐ 日額給料 10,728円～11,353円 (地域手当、特殊勤務手当を含む)
	☐ 通勤手当 あり
	☐ 給与は、阿南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等により決定されます(各種手当は、一定の条件を満たした場合に支給)。
7 社会保険	☐ 厚生年金保険 に加入
厚生年金	☐ 共済組合 に加入
健康保険	☐ 雇用保険に加入
雇用保険	☐ 互助会に加入
災害補償	☐ 労災保険による補償
8 条件付採用期間	☐ これまでの勤務経験にかかわらず、採用後1か月(1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで)の間は条件付任用となっており(法第22条及び第22条の2第7項)、この期間を良好な成績で勤務した場合に会計年度任用職員として正式採用となります。
9 服務規律	一般職地方公務員として業務に従事するため、地方公務員法による服務及び懲戒の規定が適用されます。 ・ 服務の根本基準(第30条) ・ 服務の宣誓(第31条) ・ 法令等及び上司の命令に従う義務(第32条) ・ 信用失墜行為の禁止(第33条) ・ 秘密を守る義務(第34条) ・ 職務に専念する義務(第35条) ・ 政治行為の制限(第36条) ・ 争議行為の禁止(第37条) ※ パートタイム会計年度任用職員には、「営利企業への従事等の制限(第38条)」は適用されませんが、営利企業への従事(兼業)については一定の要件があります。現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法に定める労働時間(1日8時間又は週40時間)を上回らない方。尚、これらの服務規律が課されるため、職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合等には認められません。
10 再度の任用 (期間の更新)	☐ 一会計年度内における任用のため、任期の延長(令和8年度に無条件で採用されること)はありません。令和8年度以降については、その職の必要性の判断と選考(勤務実績評価、各種試験等)を経ての採用となります。

給与等は、令和7年5月1日現在のものであり、給与制度改定等により変更する可能性があります。